の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

３　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

４　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

（10―３）　［略］

⑾　［略］

⑿　抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～③　略］

④　令第１条の９の２第１号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

［表略］

（注意事項）

令第１条の９の２第１号イからニまでに掲げる有価証券ごとに記載すること。

（12―２）　有価証券の募集又は私募に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

①　法第２条第２項第３号又は第４号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	口　数	出資額
法第２条第２項第３号に係るもの		百万円
法第２条第２項第４号に係るもの		
合計		

②　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

③　令第１条の９の２第１号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

（注意事項）

⑿④の注意事項に準じて記載すること。

（10―２）　［同左］

⑾　［同左］

⑿　抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況

［①～③　同左］

④　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

［同左］

（注意事項）

令第１条の９の２各号に掲げる有価証券ごとに記載すること。

［加える。］